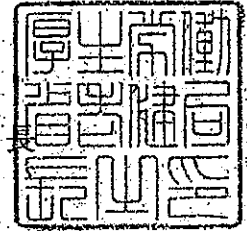


老発第0910第5号
平成22年9月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



平成22年度介護給付適正・適切化推進特別事業の実施について

標記については、今般、次の2実施要綱を定め、平成22年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県においては、本事業の実施に努められるよう特段の御配慮をお願いしたい。

1. 介護給付適正化計画検証・見直し等事業

介護給付費の適正化については、都道府県と保険者が一体となって戦略的に取り組んでいくことを促進する観点から、「介護給付適正化計画に関する指針」（平成19年6月29日付厚生労働省老健局総務課長・介護保険課長・振興課長・老人保健課長連名通知）により、その推進に努力していただいているところであるが、今後も介護給付費の増大が見込まれる中で、適正化事業を継続的に推進することはますます重要となっている。

このため、平成23年度以降の計画、事業内容、目標等を定めるにあたり、平成22年度において、現行の「介護給付適正化計画」に係る検証・見直し等を行う「介護給付適正化計画検証・見直し等事業実施要綱」（別紙1）を定め、実施する。

2. 離島等サービス確保対策事業

離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業を行う「離島等サービス確保対策事業実施要綱」（別紙2）を定め、実施する。

これに伴い、「介護サービス適正実施指導事業の実施について」（平成12年5月1日付、老発第473号厚生省老人保健福祉局長通知）1の(7)に規定する事業は廃止する。

介護給付適正化計画検証・見直し等事業実施要綱

1. 目的

介護給付費の適正化については、平成20年度から平成22年度までの3年間を強化期間として位置付け、各都道府県において「介護給付適正化計画」を策定し、都道府県と保険者が一体となって適正化事業に取り組んでいただき、適正化主要5事業の実施率は全事業について着実に上昇しているところである。

しかしながら、今後も介護給付費の増大が見込まれる中で、適正化事業を継続的に推進することはますます重要であることから、平成23年度以降の計画、事業内容、目標等を定めるに当たり、平成22年度において、現行の「介護給付適正化計画」の検証・見直し等事業を実施する。

2. 実施主体 都道府県

3. 事業内容

(1) 先に行われた「介護給付等費用適正化事業」に係る行政事業レビューにおける指摘等も踏まえ、事業内容や事業に要した費用を把握し費用対効果を検証するとともに、事業の必要性、有効性等を見極め今後の効率的かつ効果的事業の実施に資するため介護給付適正化計画検証・見直し等事業を次のとおり行うこととする。

この、各都道府県から提出された検証結果等に基づき、平成23年度以降の適正化事業に係る指針等を示すことを予定している。

ア 都道府県における検証・見直し等(別添1)

(ア) イに定める保険者からの報告などを踏まえ、以下について検証する。

① 「介護給付適正化計画」策定時に設定した目標の達成状況、適正化事業推進のために保険者に取り組んでいただくことを期待した事業の取組状況及びその結果(効果)、目標達成に向けて都道府県が行った支援策及び支援による効果

② 「介護給付適正化計画」策定時以降に新たに認識した適正化事業推進に係る課題、課題を解決するための取組内容及び取組結果(効果)

(イ) 小規模保険者への配慮、国保連との連携、介護給付適正化システムの操作方法や分析方法等の指導等に係る、具体的な取組内容及び取組内容を評価、検証する。(「介護給付適正化計画に関する指針」第1の2.(3)ウ、第2の2.(2)ウ.エ.を参照)

(ウ) 上記(ア)、(イ)に加え、地域における介護保険制度の有識者(学識経験者、市長会、町村会の代表者、介護支援専門員、国保連担当者等)の意見・提言等を踏まえたうえで(当該有識者による「介護給付適正化計画

検証・見直し等委員会」の開催も一案)、「介護給付適正化計画」の総合的な検証を行い、その検証結果、現行計画の見直しすべき点及び平成23年度以降の計画、事業内容、目標等についての提案、意見を国に提出する。

イ 保険者が都道府県に報告する事項(別添2)

(ア) 都道府県が保険者の取組状況等を検証するにあたり、必要な事項

なお、主要5事業以外の事業については、実施内容についても追記する。

- ① 各事業の全件数及びその中で点検・調査等を実施した件数・月数
- ② 上記件数・月数を点検・調査等の実施対象とした理由・考え方
- ③ 事業実施に要した費用(地域支援事業としての費用)及び費用の内容
- ④ 事業の効果額(適正化システムの活用により過誤として判明した効果額との整合性を考慮する)
- ⑤ 事業実施に際して工夫した点
- ⑥ 事業を拡充するために必要な改善策・工夫すべき点
- ⑦ 事業実施に至らなかった場合の理由

(イ) 都道府県が平成23年度以降の計画、事業内容、目標等に係る提案、意見を検討するにあたり、必要な事項

- ① 適正化事業実施により得られた金銭的以外の効果
- ② 都道府県が行う適正化事業(保険者への支援・協力等を含む)についての意見、要望
- ③ 平成23年度以降の計画、事業内容、目標等についての提案、意見

(2) 提出期限

ア 保険者

保険者は、都道府県から指示のあった期日までに別添2を都道府県あて提出する。

イ 都道府県

都道府県は、別添1に保険者から提出のあった別添2を添付のうえ、平成22年11月5日までに国に提出する。

4 経費の補助

この実施要綱により実施する経費については、別に通知する「介護保険事業費補助金の国庫補助について」(厚生労働事務次官通知)の別紙「介護保険事業費補助金交付要綱」により、予算の範囲内で補助するものである。

介護給付適正化計画の検証・見直しについて〈様式例〉

1. 「介護給付適正化計画」策定時に設定した目標の達成状況、適正化事業推進のために保険者に取り組んでいただくことを期待した事業の取組状況及びその結果（効果）、目標達成に向けて都道府県が行った支援策及び支援による効果・・・①-ア-i)

2. 「介護給付適正化計画」策定時以降に新たに認識した適正化事業推進に係る課題、課題を解決するための取組内容及び取組結果（効果）・・・①-ア-ii)

3. 小規模保険者への配慮、国保連との連携、介護給付適正化システムの操作方法や分析方法等の指導等に係る、具体的な取組内容及び取組内容を評価、検証・・・①-イ

4. 「介護給付適正化計画」の総合的な検証、検証結果、現行計画の見直しすべき点及び平成23年度以降の計画、事業内容、目標等についての提案、意見・・・①-ウ

医療情報との突合	H20	<ul style="list-style-type: none"> ・突合した月数 月分 ・突合月数の考え方 	H20		H20	
	H21	<ul style="list-style-type: none"> ・突合した月数 月分 ・突合月数の考え方 	H21		H21	
医療情報との突合等 縦覧点検	H20	<ul style="list-style-type: none"> ・点検月数 月分 ・点検の種類 種類 - 及び、特に効果のあった一覧表 ・点検月数及び点検一覧表選定の考え方 	H20		H20	
	H21	<ul style="list-style-type: none"> ・点検月数 月分 ・点検の種類 種類 及び、特に効果のあった一覧表 ・点検月数及び点検一覧表選定の考え方 	H21		H21	
介護給付費通知	H20	<ul style="list-style-type: none"> ・発送部数 部(発送月数 月分) ・発送部数及び発送月数の考え方 	H20		H20	
	H21	<ul style="list-style-type: none"> ・発送部数 部(発送月数 月分) ・発送部数及び発送月数の考え方 	H21		H21	
主要5事業以外の事業	H20	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施内容 ・実施件数等 件 ・事業の目的・実施件数等の考え方 	H20		H20	
	H21	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施内容 ・実施件数等 件 ・事業の目的・実施件数等の考え方 	H21		H21	

<p>適正化事業における金額的以外の効果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不正請求にかかるサービス事業者等への牽制・抑止効果 2. サービス事業者や介護支援専門員等のサービスの質の向上 3. サービス事業者や利用者等の制度理解、不適切・不必要なサービス提供にかかる意識向上 4. その他()
<p>都道府県が行う適正化事業についての意見、要望等</p>	
<p>平成23年度以降の計画、事業内容、目標等についての提案、意見</p>	